

ICカード乗車券運送約款の一部改正（号数変更等に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
(TOICA定期券の払いもどし)	(TOICA定期券の払いもどし)
<p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあっては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。</p>	<p>第41条 旅客は、TOICA定期券が不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の提示により当該TOICA定期券の記名人本人（小児用TOICA定期券にあっては、記名人本人又は代理人）であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。</p>
(中略)	(中略)
<p>2 TOICA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、前項に定めるTOICA定期券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだTOICAの交付を請求することができます。この場合、<u>前項第3号に定めるTOICA定期券のSF残額とデポジットを引き継いだTOICAを交付するときは、前項第4号に定める手数料の収受は行いません。</u></p>	<p>2 TOICA定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これをTOICA定期券の払いもどしを行う駅に差し出して、前項に定めるTOICA定期券の払いもどし及びSF残額とデポジットを引き継いだTOICAの交付を請求することができます。この場合、<u>券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降にSF残額とデポジットを引き継いだTOICAを交付するときは、前項第3号に定める手数料の収受は行いません。</u></p>
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、平成26年4月1日から施行する。